



身に覚えのないメールやSMSは、無視をして！！ 宅配業者をかたるメールやSMSに注意！

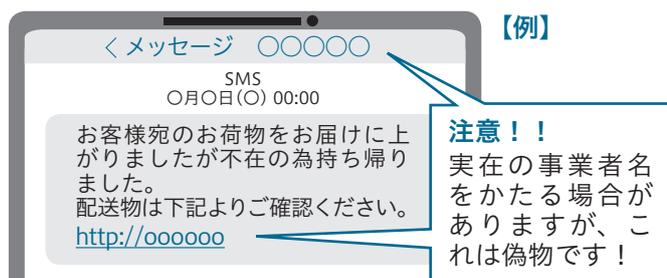
【問い合わせ】村民相談室(消費生活センター) (☎287-0858)

全国の消費生活センター等では、携帯電話やパソコン等に届く“迷惑メール”の相談が増加しています。主な相談内容は「実在する業者名で、有料サイトの未納料金を請求するSMS(ショートメッセージサービス)が届き、言われるまま支払ってしまった」「間違いメールに返信したら出会い系サイトに誘導された」などです。

最近では「宅配業者の不在通知を装うSMSから偽のサイトに誘導され、不正なアプリをインストールしてしまった」などの相談も多く寄せられています。

【宅配業者の不在通知を装うSMSには要注意！】

SMSで以下のようなメッセージが届きます。URLをタップすると本物そっくりの偽サイトに誘導されます。



アンドロイド端末の場合、サイトに入りインストールの指示に従って操作すると不正なアプリがダウンロードされ、キャリア決済を不正使用される可能性があります。また、同じ内容のSMSを自分の携帯から不特定多数に送信する等の被害に遭うことが確認されています。

iPhone(アイフォン)の場合、電話番号と認証コードや、Apple IDとパスワード等の搾取を狙ったフィッシングサイトが表示され、キャリア決済を不正使用される可能性があります。

【被害に遭わないために】

- ▽心当たりのない不審なメールには反応しない。
- ▽実在する業者名が記載されているメールで判断に困ったら、事業者のホームページや問い合わせ窓口で確認する。
- ▽セキュリティソフトや迷惑メール対策サービス等を、契約先で確認する。
- ▽不安な場合には、メールアドレスの変更なども検討する。

被害に遭った場合は、アプリをアンインストールし、速やかに契約先に連絡しましょう。

国民年金 だより



「ご存じですか?」国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料(令和元年度は1万6410円/月)を納める必要があります。保険料を納め忘れの状態、万が一障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

保険料を納めることが難しい場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行うことによって、免除等を受けられることができます。審査の結果承認された期間は、年金の受給資格期間に含まれますが、年金額は、保険料を全額納めた時に比べて少なくなります。納付猶予期間は、後から追納で納付した場合のみ、年金額に反映します。

■免除・納付猶予の申請期間

令和元年度の免除・納付猶予の受け付けは7月1日(月)から、令和元年7月分から令和2年6月分までの期間を対象として審査を行います。学生の場合は、4月分から翌3月分までの在学期間を対象とした「学生納付特例制度」が申請可能です。なお、申請可能期間については、申請時点の2年1か月前の月分までとなります。

■保険料免除・納付猶予の申請方法

- ▶ 保険料免除・納付猶予の申請の際は、印鑑と年金手帳が必要です。また、次の場合は必要書類をご用意ください。
- ▶ 失業による特例免除：雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票等の写し(ハローワーク等の公的機関が交付する、失業の事実が確認できる証明書等)
- ▶ 学生納付特例制度：学生証のコピー(両面)または在学証明書(原本)

■問い合わせ

水戸北年金事務所(☎231局2283)、住民課保険年金担当(☎282局1711 内線1131~1133)